

令和5年1月25日

坂祝町長 柴山 佳也 様

坂祝町指定管理者選定評価委員会  
委員長 三品 智裕

坂祝町指定管理者選定評価委員会の選定結果について（報告）

令和5年1月25日開催の坂祝町指定管理者選定評価委員会において、下記施設の指定管理者として指定申請のあった「社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会」について、審査基準に基づき審議した結果、指定管理者の候補者団体として適当であるので下記のとおり選定します。

記

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 1. 該当施設名      | 坂祝町デイサービスセンター<br>総合福祉会館サンライフさかほぎ |
| 2. 指定管理者候補者団体 | 社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会                |

## 坂祝町指定管理者選定評価委員会選定結果（総合福祉会館サンライフさかほぎ）

### I. 審査概要

1. 開催日時 令和5年1月25日（水） 10時00分から10時45分まで
2. 開催場所 坂祝町役場 4階 第2会議室
3. 委員名簿  
委員長 三品 智裕（副町長）  
委員 神戸 正雄（弁護士）  
委員 鈴木 茂喜（税理士）  
委員 林 英直（総務課長）  
委員 片桐 茂樹（福祉課長）

### II. 審査結果

坂祝町総合福祉会館の設置目的を十分に理解した上で、管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定の基準に基づき審査した結果、次のとおり候補団体を選定しました。

なお、今回選定された事業者は、指定管理者の候補団体であり、坂祝町議会の議決後、決定通知及び告示により指定管理者として指定されます。

#### 1. 施設の概要

- (1) 名称 総合福祉会館 サンライフさかほぎ
- (2) 所在地 坂祝町黒岩 153 番地 1
- (3) 建物概要
  - ・竣工 平成8年9月
  - ・敷地面積 A=5,328m<sup>2</sup>（坂祝町デイサービスセンター含む）
  - ・建築面積 A=1,989m<sup>2</sup>（坂祝町デイサービスセンター含む）
  - ・延床面積 A=2,344m<sup>2</sup>（坂祝町デイサービスセンター除き、共有部分を含む）
  - ・施設内容 日常生活動作訓練機能回復訓練室、いきがい創造室、ボランティアルーム、相談室1、相談室2、会議室1、会議室2、会議室3、研修室、ふれあいホール、介護者教室、一般浴室、屋上広場、展示コーナ

#### 2. 指定管理者が行う業務

- (1) 総合福祉会館サンライフさかほぎ（以下「会館」という。）の施設の利用の許可及び制限に関する事。
- (2) 会館利用に係る利用料の収受及び減免に関する事。
- (3) 会館の維持管理及び修繕（町長の承諾を得たうえでの、指定管理者

による改修を含む。) に関すること。

(4) 坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第 3 条に規定する  
事業

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

4. 申請団体

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

5. 選定結果

指定管理者の候補者として適当と認められた団体  
社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

## 坂祝町指定管理者選定評価委員会選定結果（坂祝町デイサービスセンター）

### I. 審査概要

1. 開催日時 令和5年1月25日（水） 10時00分から10時45分まで
2. 開催場所 坂祝町役場 4階 第2会議室
3. 委員名簿  
委員長 三品 智裕（副町長）  
委員 神戸 正雄（弁護士）  
委員 鈴木 茂喜（税理士）  
委員 林 英直（総務課長）  
委員 片桐 茂樹（福祉課長）

### II. 審査結果

坂祝町デイサービスセンターの設置目的を十分に理解した上で、管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定の基準に基づき審査した結果、次のとおり候補団体を選定しました。

なお、今回選定された事業者は、指定管理者の候補団体であり、坂祝町議会の議決後、決定通知及び告示により指定管理者として指定されます。

#### 1. 施設の概要

- (1) 名称 坂祝町デイサービスセンター
- (2) 所在地 坂祝町黒岩 153 番地 1
- (3) 建物概要
  - ・竣工 平成8年9月
  - ・敷地面積 A=5,328m<sup>2</sup>（総合福祉会館サンライフさかほぎを含む）
  - ・建築面積 A=1,989m<sup>2</sup>（総合福祉会館サンライフさかほぎを含む）
  - ・延床面積 A= 524m<sup>2</sup>（総合福祉会館サンライフさかほぎを除き、共有部分を含む）
  - ・施設内容 特別浴室、休養室、食堂、洗濯室

#### 2. 指定管理者が行う業務

- (1) 坂祝町デイサービスセンター（以下「センター」という。）の施設の利用の許可及び制限に関する事。
- (2) センターの利用料金の収受及び減免に関する事。
- (3) センターの維持管理及び修繕（町長の承諾を得たうえでの、指定管理者による改修を含む。）に関する事。

(4) 坂祝町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第 3 条に  
規定する事業

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

4. 申請団体

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

5. 選定結果

指定管理者の候補者として適当と認められた団体  
社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会